

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係る
ガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関連）
骨子（案）について

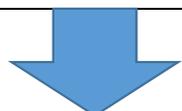
宮城県環境生活部

I 促進区域等の設定に係るガイドラインの策定（前回資料）

課題（審議会委員からの意見等）

新税の目的である適地誘導の実現に向けて、促進区域等の設定を促進する必要がある。

- ・市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか
- ・地域との合意形成に関する判断基準やガイドラインがあれば画期的である



意見等を踏まえ対応策を検討。

対応策

県が、地球温暖化対策推進法に基づく「**促進区域**」等の設定に係るガイドラインを策定し、円滑に促進区域等の設定が進むよう取り組む。

策定にあたっての基本的考え方（案）

- 市町村が促進区域等を設定する場合の「よりどころ」となる標準的な手順を定める（技術的助言）
- 事業者にとっても合意形成に向けた「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による区域設定を想定して定める
- 主に「地域の合意形成」の方法について定める（国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため）
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

スケジュール（案）

令和5年3月～ 検討，市町村等と調整
令和5年6月 ガイドライン（案）の策定

II 構成案

○本編

- 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等
- 2 ガイドラインの役割等
- 3 地域の合意形成等にかかる基本的な考え方
- 4 地域の合意形成等の進め方
- 5 地域協議会の設立の手順・運営方法等

○様式・名簿等

- 地域協議会における認定判断シート（例）（事業者記入例）
- 地域協議会における促進区域設定等判断シート（記載省略）
- 市町村担当部署一覧
- 地域協議会構成員（有識者）候補者名簿
- 地域協議会規約例

1 ガイドライン策定の背景・趣旨等

(1) 新税の導入の経緯等

- ・新税の導入やガイドラインを策定するに至った経緯等にかかる説明

(2) 課税免除事項

- ・新税が課税免除になる「地域脱炭素化促進事業」（以下、「促進事業」という。）等に係る説明

(3) 促進事業の認定の手続きに係る課題等

- ・地域の合意形成・地域の理解（以下、「地域の合意形成等」という。）が促進事業の認定等に際して課題となる旨などの説明

(4) ガイドラインの趣旨等

- ・市町村が促進区域の設定や、促進事業の認定等を行う場合の「よりどころ」となる標準的な手順を定める旨、事業者にとっても地域の合意形成等に向けた「よりどころ」となるものとして定める旨等について説明

2 本ガイドラインの役割等

(1) 法的位置づけ等

ガイドラインと、温対法に基づく「促進区域」、「促進事業」との関係、「促進事業に準ずる事業」との関係、農山漁村再エネ法との関係に係る説明

(2) 役割

ガイドラインは、

- ① 「地域の合意形成等」に向けた手続等に係る規定としての役割
- ② 環境省のマニュアルの補足資料としての役割
- ③ 新税の減免に関する手続きの解説としての役割
- ④ 事業者が「踏まえるべき手続きのよりどころ」としての役割

を担う旨を説明

3 地域の合意形成等にかかる基本的な考え方（1）

地域の合意形成等・促進事業の認定の可否の協議等において踏まえるべき基本的な考え方について以下のように規定

- （1）関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- （2）可能な限り客観的なデータ、専門家の助言等に基づいて議論すること
- （3）それぞれの地域の考え方を尊重すること

3 地域の合意形成等にかかる基本的な考え方（2）

（4）下記の前提条件を踏まえ議論すること

- ① 再生可能エネルギー施設を最大限導入することは必要であること
- ② 再生可能エネルギー施設の導入は、「地域との共生」が必要であること
- ③ 促進事業等において設置される再生可能エネルギー施設は、地域に貢献すべきものであること
- ④ 促進事業等において設置される再生可能エネルギー施設の整備は、「まちづくりの一環」として取組まれるべきものであること
- ⑤ 財産権などの権利を尊重すること
- ⑥ 地域協議会で協議されるのは、設置の可否ではなく促進事業等と認定できるか否かであること

4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方（1）

- 地域の合意形成等・促進事業の認定に係る手続き手順等について規定

「事業提案型」の場合は下記のとおり

※既に事業計画が進行している場合は、進行度合いに応じて柔軟に対応。市町村の判断で、手続きの省略も可

- (1) 事業者による県担当部署への相談
- (2) 事業者による市町村担当課等への事前相談・ヒアリングの実施
- (3) 事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施
- (4) 事業者による計画素案の作成
- (5) 事業者から市町村への促進事業の認定等に係る申請書の提出

4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方（2）

- （6）市町村等による計画素案の公表
- （7）市町村による地域協議会構成員の選出
- （8）地域協議会の設置・開催
- （9）地域での説明会の開催
- （10）計画案の策定・パブリックコメントの実施
- （11）パブリックコメントの結果のとりまとめ
- （12）地域協議会での決議及び市町村による認定の判断

5 地域協議会の設置の手順・運営方法等（1）

地域協議会の設置・運営は下記に従って、行うことを規定

（※下記を基本とするが、設置するか否かも含めて、市町村が状況に応じて適切に判断）

（1）地域協議会の設置運営にあたっては、下記を基本とすること。

- ① 促進事業等の認定に際しては、地域協議会を設置し協議を行うこと
- ② 事業者から、地域協議会の設置について要望があった場合は、地域協議会を設置し協議を行うこと（地域協議会を設置せずとも促進事業等に認定可能と市町村が判断する場合を除く）
- ③ 地域協議会の議事録は原則公表すること
- ④ 地域協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること
- ⑤ 市町村ごとに地域協議会を設置すること

5 地域協議会の設置の手順・運営方法等（2）

（2）地域協議会の構成員は下記のとおりとすること。

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	許可権者等（担当者等）
③	地域住民	自治会代表者 住民団体代表者
④	産業団体	森林組合、農協、漁協、観光協会、商工会 等
⑤	有識者	社会学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ施設設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者	

（3）構成員の選定は市町村において行うこと。

5 地域協議会の設置の手順・運営方法等（3）

（4）地域協議会の運営方法は下記のとおりとすること

①会長・副会長等の選出

- ・会長は、社会学等を専門とする有識者等から、地域協議会の会議において選出すること。

②協議の進め方

- ・別紙「地域協議会における認定判断シート」を活用するなどして、協議を進めること。
- ・「3 地域の合意形成等にかかる基本的な考え方」を踏まえ、協議を行うこと。

③決議の方法等

- ・認定要件を満たすか否かの判断においては、「決議において最も意見を尊重すべき構成員」（別紙）を参考に議論を行うこと。
- ・意見が分かれた場合は、①会長が状況を踏まえて判断する、②認定の可否について、市町村に委ねるなど地域協議会が適切に判断すること。

(別紙) 認定要件等と「決議において最も意見を尊重すべき構成員」

番号	協議すべき認定要件等	決議において最も意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	地域住民 産業団体
2	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	—
(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民 産業団体
(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体
3	地域脱炭素化促進施設周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等	—
4	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	市町村 行政機関
5	事業終了後の対応	—
6	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村
7	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施	—
8	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	行政機関
9	地域の合意形成・地域の理解の状況	地域住民 産業団体
10	総合判定	—

6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等（1）

「広域的ゾーニング型」（具体的な施設の整備計画がない段階で、「促進区域」の設定等を行う方法）により促進区域を設定する場合の、地域の合意形成等の手順は下記のとおりとすること

（※下記を基本とするが、地域協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて適切に判断）

①候補地の選定

- ・市町村は環境省のマニュアル等を参考に、再エネのポテンシャル、規制の有無、自然環境の状況、県が定めた促進区域から除外すべき区域、地方公共団体実行計画との整合性等を踏まえ、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等の検討を行うこと。

6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等（2）

②関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案の作成

- ・市町村は、上記①の内容について、環境省マニュアルに定める「関係者・関係機関」（関係行政機関、地域住民、産業団体、有識者等）にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組の方針」、「地域の環境保全のための取組（措置）の方針」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の方針」の案を作成すること。

③地域協議会での協議

- ・市町村は、前述の「4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方」の（6）以降の手順等により、地域協議会での協議等を行うこと。
- ・地域協議会においては、「地域協議会における促進区域設定等判断シート」（記載省略）を活用するなどして、協議を進めること。

7 環境アセスメント等と認定の可否との関係等について

- 環境アセスメントの結果の事業への反映状況や、許認可に係る要件を満たすか否かを確認しなければ、促進事業等の認定の判断を行うことが困難である場合も想定されます。
- 一方、事業者にとっては、認定の可否が不明のままでは、新税を課税されるかどうか不明であるため、事業の実施に必要な資金の調達などに支障が出る場合も想定されます。
- そのような場合は、
 - ① 必要な認可が得られること等を要件とする（要件を満たさない場合は認定を取り消す）
 - ② 環境アセスメントの結果の事業への反映状況を踏まえ、再度協議することを条件とする「条件付き仮認定」とする等の対応を行うことを規定します。

※この他、県が定める環境配慮事項にかかる当県の考え方や、認定までのスケジュール例などの記載（追記）についても検討します。

○様式・名簿等

- 地域協議会における認定判断シート（例）
 - 地域協議会における促進区域設定等判断シート（記載省略）
 - 市町村担当部署一覧
 - 地域協議会構成員（有識者）候補者名簿
 - 地域協議会規約例
- （※この他、必要に応じて追加）

地域協議会における認定判断シート（例）

- 地域協議会等で促進事業等の認定の可否等について議論する場合に用いる資料の様式を例として示すもの。

地域協議会認定判断シート（事業者記入例）

※ 取組の内容等については、このシートに記入するほか、適宜、写真、図、グラフ等を用いた別途資料を作成するなどして補足し、関係者が理解しやすいように配慮すること。

○ 基本情報

(1) 事業者

氏名又は名称	株式会社〇〇〇。
住所	東京都〇〇〇〇。
代表者の氏名 (法人の場合)	〇〇 〇〇。
会社概要等	別添「会社概要」のとおり。
類似の事業の実績等	別添「再生可能エネルギー発電施設事業実績」のとおり。

(2) 事業概要

事業名	〇〇地区風力発電プロジェクト。
再エネ種別・規模等	風力発電施設 〇〇MW 〇〇基 （※詳細は別添「施設概要」のとおり）。
設置予定場所	別添「設置計画書」のとおり。
工事着手予定・期間	令和〇年〇月。
運転開始予定時期	令和〇年〇月。

1 促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

地域の課題・要望等	左記を踏まえた取組の内容。
・地域の森林について、CO2の吸収源となるよう間伐などの維持管理を行えるようにしてほしい。 ・地元の小中学生に対して、再エネも含めた環境学習の機会を提供してほしい。	

上記事項に関する地域協議会の評価
適否の判断

2 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

地域の課題・要望等	左記を踏まえた取組の内容。
・計画地近くには、イヌワシが主鳥としており、発電施設の設置による影響が懸念される。 （※詳細は「〇〇地区周辺のイヌワシの主鳥状況」とおり）。	
上記事項に関する地域協議会の評価	
適否の判断	

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題・要望等	左記を踏まえた取組の内容。
・人口が減少しており、就労の確保を確保し、若者人口を増やす必要がある。 ・〇〇温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やす必要がある。 ・林業は他地域との競争が激化しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。	

次ページ以降に解説あり

続きあり

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例1）

認定要件等

1 促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

前述の4
(3)等の手
続きにおいて
地元関係者と
の意見交換等
をもとに事業
者が記述

地域の課題・要望等

- 地域の森林について、CO₂の吸収源となるよう間伐などの維持管理を行えるようにしてほしい。
- 地元の小中学生に対して、再エネも含めた環境学習の機会を提供してほしい

左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述

地域協議会
で行われた議
論の内容などを
記述

上記事項に関する地域協議会の評価

適否の判断

地域協議会と
しての「適
否」の判断を
記述

地域協議会における認定の判断シート（構成・記入例2）

2 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

（1）地域の環境の保全のための取組の内容

<p>地域の課題・要望等</p> <ul style="list-style-type: none">• 計画地近くには、イヌワシが生息しており、発電施設の設置による影響が懸念される。• （※詳細は「〇〇地区周辺のイヌワシの生息状況のとおり」） <p>記入例なので省略し添付していません。</p>	<p>左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述</p>
上記事項に関する地域協議会の評価	
適否の判断	

地域協議会における認定の判断シート（構成・記入例3）

（2）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題・要望等

- 人口が減少しており、就労の場を確保し、若者人口を増やす必要がある。
- ○○温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やす必要がある。
- 林業は他地域との競争が激化しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。

左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述

上記事項に関する地域協議会の評価

適否の判断

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例4）

3 地域脱炭素化促進施設計画地周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等

分野	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
む住環境 ・（騒音、振動等 発電施設の影、 反射光等）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画地付近〇〇m以内には、民家はない。 工事車両の通行が想定される道路が通学路になっている。 〇〇〇〇・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> 施設から民家までの距離が離れているため、工事期間も含め、騒音は特に問題にならないと考えられる。 工事期間中に重機運搬など最大1日〇〇台程度の車両の通過が予想される。 	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述</p> </div>

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例5）

3 地域脱炭素化促進施設計画地周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等

分野	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
自然環境・ 動植物	※地域の環境の保全のための取組の内容に記載のとおり	—	—
景観・ 文化財等	<ul style="list-style-type: none"> 町内には指定文化財（重要文化財）〇〇神社がある。 〇〇〇〇・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記神社は、山林に囲まれているため、参拝客からは再エネ施設は見えない。 	—

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例6）

3 地域脱炭素化促進施設計画地周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等

分野	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
<p>災害（過去の発生状況）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直近では、平成〇年の〇〇台風の際に、町内の一部で土砂崩れが発生し、〇棟が被害を受けるとともに、町内を流れる〇〇川が氾濫し、一部床上浸水の被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ施設の設置に伴う森林伐採等により、何の対策も行わなければ、大雨時（〇〇mm/h以上）の際は、〇〇川に流入する流量が増加し、〇〇mm水位を上昇させる危険性がある。 	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述</p> </div>

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例7）

3 地域脱炭素化促進施設計画地周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等

分野	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
その他森林が果たしている機能 （上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> 町内の一部の地区で井戸水を利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸水を利用している地区は、施設の計画地から約〇〇km離れており、伐採を行うエリアは水源とはなっていないと考えられる。 	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述 </div>
その他			
上記事項に関する地域協議会の評価			
可否の判断			

※上記については、事業が進捗すれば、環境アセスメント等を通じ、詳細な調査等が行われる事項もあるが、本シート作成時点では、既存のデータ等を用いるなどし、可能な範囲で作成するものとする。

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例8）

4 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

上記事項に関する地域協議会の評価
適否の判断

5 事業終了後の対応

上記事項に関する地域協議会の評価
適否の判断

6 地方公共団体実行計画等への適合状況

上記事項に関する地域協議会の評価
適否の判断

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例9）

7 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施

① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるか
② 再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか
③ 地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか
上記事項に関する地域協議会の評価
適否の判断

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例10）

8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか

② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例 1 1）

8 関係法令に規定される認可基準等への適合状況等

① 関係法令の規定を遵守する計画となっているか

関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等
別添「関係法令等への対応の概要」のとおり		

記入例なので省略し添付していません。

上記事項に関する地域協議会の評価

適否の判断

地域協議会における認定判断シート（構成・記入例 1 2）

9 地域の合意形成・地域の理解の状況

○地域住民の意見等

○パブリックコメントの意見等

上記事項に関する地域協議会の評価

適否の判断

1 0 総合判定

適否の判断

上記の理由等

市町村担当部署一覽

- 事業者の相談窓口等となる市町村の担当部署の情報を一覽で記載

地域協議会構成員（有識者）候補者名簿

- 地域協議会構成員（有識者）の候補者名等を記載
（※市町村が地域協議会を設置する際に参考とするもの）

イメージ

分野	所属・役職等	氏名
社会学・地域共生等	〇〇大学大学院経済学研究科	〇〇 〇〇
再エネ（風力）	〇〇大学名誉教授・〇〇大学特任教授	〇〇 〇〇
再エネ（バイオマス等）	〇〇大学理工学術院 大学院〇〇・〇〇科	〇〇 〇〇
自然環境	・・・	
・・・		

地域協議会規約例

・市町村が地域協議会を設置する場合に参考となる規約例を記載

〇〇地域協議会規約（例）

令和〇年〇月〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、〇県〇市〇（〇庁舎内〇階）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号 次条第1号において「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、同法第21条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第21条第2項から第5項に規定する地方公共団体実行計画の記載事項の内容
 - 二 同第5項第4号及び第5号に規定する事項に関する協議会の構成員の役割分担
 - 三 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
 - 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
 - 三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会は、協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

（以下略）